

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（会員たる資格）</p> <p>第一条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 其の信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員</p> <p>二 其の信用金庫の地区内において自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結し、当該地区内に転居することが確実と見込まれる者</p> <p>三 其の信用金庫の役員</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 「略」</p>	<p>（会員たる資格）</p> <p>第一条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める者は、その信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員及びその信用金庫の役員とする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 「同上」</p>

「一〇十七 略」

「号を削る。」

2|| 銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める方は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇二十七 略」

二十八 削除

「二十九〇三十一 略」

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇二 略」

三|| 削除

「四〇六 略」

「一〇十七 同上」

十八|| 銀行法第五十二条の五十一第二項

「項を加える。」

（届出事項）

第百条 「同上」

「一〇二十七 同上」

二十八|| 金庫が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

「二十九〇三十一 同上」

2 「同上」

「一〇二 同上」

三|| 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合

「四〇六 同上」

3 「略」

4 金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

「一・二 略」

「号を削る。」

三 「略」

四 「略」

「5～8 略」

（預金者等に対する情報の提供）

第二百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

「一～三 略」

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

「イ～リ 略」

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規

3 「同上」

4 金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 第一項第二十八号に掲げる場合 同号に規定する書面

四 「同上」

五 「同上」

「5～8 同上」

（預金者等に対する情報の提供）

第二百二条 「同上」

「一～三 同上」

四 「同上」

「イ～リ 同上」

又 「同上」

(1) 指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規

定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第三百三十二条第一項第四号二及び第七十号の二十五第十八号において同じ。）が存在する場合 当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 「略」

ル 「略」

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

「イ」ニ 略」

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第四百四条第一項第二号及び第七十号の二十五第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六 「略」

定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第三百三十二条第一項第四号二及び第七十号の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合 当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 「同上」

ル 「同上」

五 「同上」

「イ」ニ 同上」

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第四百四条第一項第二号及び第七十号の二十五第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六 「同上」

〔2〕4 略〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第四百四条 「略」

2 「略」

3 金庫は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

(休日の承認の申請等)

第二百二十八条 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

3 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

一 令第十二条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

〔2〕4 同上〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第四百四条 「同上」

2 「同上」

3 金庫は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

(休日の承認の申請等)

第二百二十八条 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 「同上」

〔一・二 同上〕

3 当該申請に係る事務所が当座預金業務を行っていないこと。
〔項を加える。〕

- 二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）
- 三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百六十条の二 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第

二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

二 令第十三条の三第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

3 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

一 令第十三条の三第一項に定める日以外の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用金庫代理業者の所属信用金庫の事務所の名称、所

「条を加える。」

在地及び電話番号その他の連絡先

(特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等)

第六十一条 [略]

[2・3 略]

4 特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

一 [略]

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用金庫代理業者の所属信用金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 [略]

6 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十条の二十一 [略]

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

(特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等)

第六十一条 [同上]

[2・3 同上]

4 特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一 [同上]

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用金庫代理業者の所属信用金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 [同上]

6 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十条の二十一 [同上]

2 [同上]

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七十号の二十五第十一号に掲げる事項

二 第七十号の二十五第十二号に掲げる事項

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十号の二十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第七十号の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七十号の二の三十一第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に對し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七十号の二十五第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十号の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七十号の二十五第一項第十一号に掲げる事項

二 第七十号の二十五第十二号に掲げる事項

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十号の二十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第七十号の二十三 「同上」

一 第七十号の二の三十一第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に對し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七十号の二十五第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十号の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付

している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四|| 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならぬ場合において、当該金庫又は当該信用金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2 4 略〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第七十条の二十五 「略」

〔項を削る。〕

（契約締結時交付書面の記載事項）

第七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条におい

を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2 4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第七十条の二十五 「同上」

2|| 一の特定預金等契約の締結について金庫及び信用金庫代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならぬ場合において、いずれかの者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次

て「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなくてはならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十七 「略」

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫又は当該信用金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

「二〇四 略」

条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

2||

一の特定預金等契約の締結について金庫及び信用金庫代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十七 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

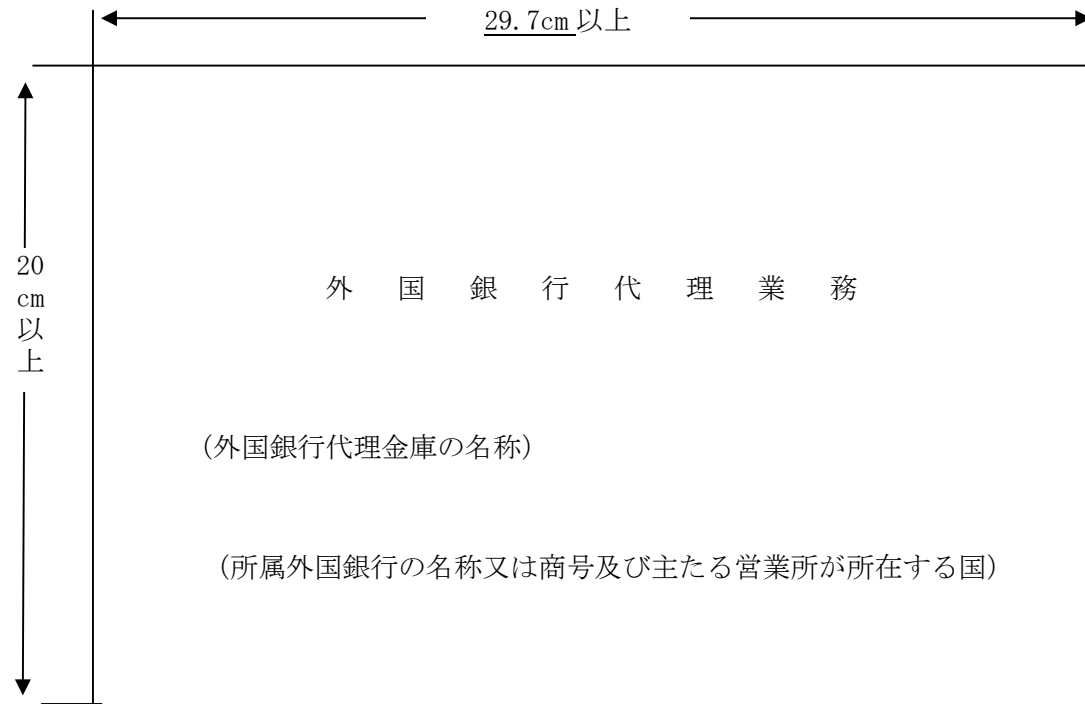
「二〇四 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[

改正後

別紙様式第 15 号の 2 (第 137 条の 5 関係)

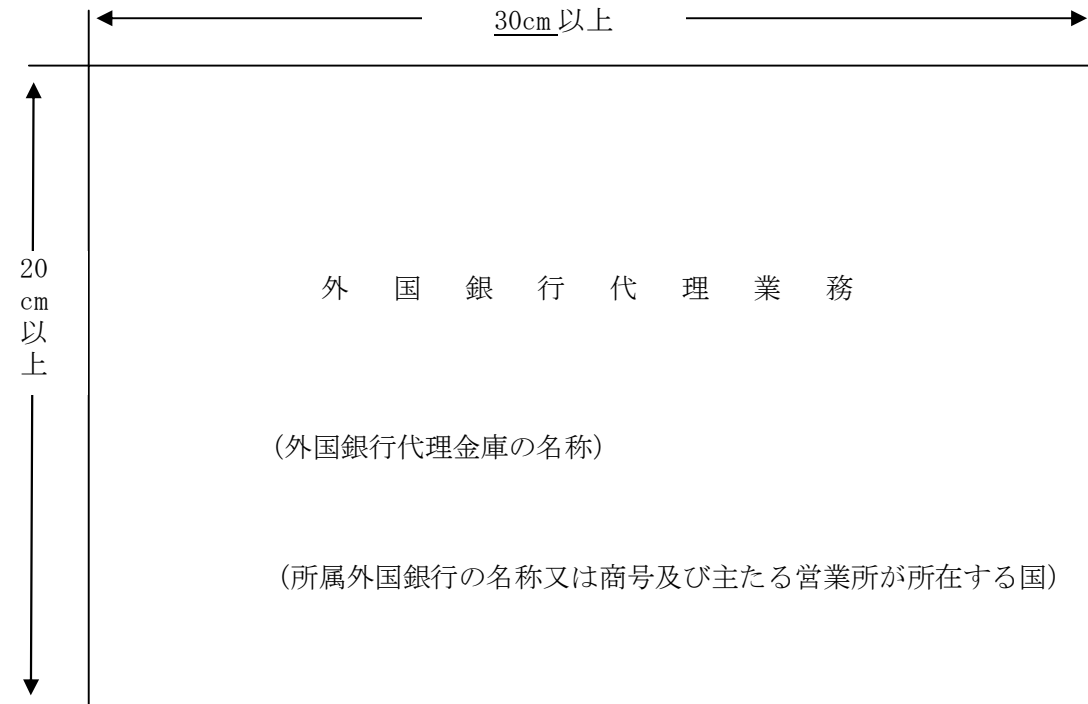


(記載上の注意)

「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（信用金庫法第 54 条の 2 第 1 項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。

改正前

別紙様式第 15 号の 2 (第 137 条の 5 関係)



(記載上の注意)

「所属外国銀行の商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（信用金庫法第 54 条の 2 第 1 項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、すべての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。

改正後

別紙様式第 17 号 (第 146 条関係)

信用金庫代理業者許可票
信用金庫代理業
許可番号 金融庁長官 () 第号
(財務(支)局長)
(信用金庫代理業者の商号、名称又は氏名)
(所属信用金庫の名称)

(記載上の注意)

- 1 「所属信用金庫の名称」には、所属信用金庫(信用金庫法(以下「法」という。)第85条の2第3項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。)の名称を記載すること。二以上の所属信用金庫があるときは、全ての所属信用金庫の名称を記載すること。

[2・3 略]

改正前

別紙様式第 17 号 (第 146 条関係)

信用金庫代理業者許可票
信用金庫代理業
許可番号 金融庁長官 () 第号
(財務(支)局長)
(信用金庫代理業者の商号、名称又は氏名)
(所属信用金庫の名称)

(記載上の注意)

- 1 「所属信用金庫の名称」には、所属信用金庫(信用金庫法(以下「法」という。)第85条の2第3項に規定する所属信用金庫をいう。)の名称を記載すること。二以上の所属信用金庫があるときは、すべての所属信用金庫の名称を記載すること。

[2・3 同左]